

・現行税率とは（四輪乗用自家用の場合）

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成25年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成26～38年度までは7,200円／年となり、平成39年度から12,900円／年となります。

・新税率とは（四輪乗用自家用の場合）

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成27年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成28～40年度までは10,800円／年となり、平成41年度から12,900円／年となります。

・重課税率とは（四輪乗用自家用の場合）

重課税率は、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい車両に対して適用される税率です。

※例：平成14年12月31日以前までに新規検査（新車購入）を受けた車両7,200円／年が、平成28年度から12,900円／年となります。

※初度検査・・・新車購入時、初めて標識（ナンバー）を取得するための検査。中古車を購入された場合でも、車両が初めて登録された年月は変わりませんのでご注意ください。初度検査年月の確認は、自動車検査証の記載覧をご確認ください。

・グリーン化特例（軽課）とは

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新車登録された三輪及び四輪の軽自動車について、別途環境性能に伴う軽課措置があります。環境性能（排出ガス、燃費）基準については、自動車検査証の備考欄に記載されています。

○小型特殊自動車の買替え等にかかる申告について

下記の場合については、申告手続きが必要となります。

- ①新規（購入・譲受け・転入等）
- ②変更（名義・住所等）
- ③廃車（廃棄・譲渡・転出等）

買替え等の際にその旨の申告がなされておらず、車両情報と課税情報に相違が生じている場合があります。適切な課税を行うためにも、心当たりがある方は所有されている車両の確認をお願いします。

お問い合わせいただく場合は、あらかじめ標識番号・メーカー名・車台番号・型式等をお調べの上、お願いします。

・車両を取得した場合、取得・名義変更の手続きをしてください。譲渡の場合、手続きを怠ると前所有者に税金が発生してしまい、トラブルとなるケースがあります。

・車両を廃棄した場合、廃車の手続きをしてください。申告がなされない限りは、こちらで車両の状態を把握できないため、新年度も課税されてしまいます。

※廃棄・廃車について

廃棄・廃車とは、車両を手放した場合や、修繕を施しても走行できる状態に復活しない場合を指します。

○軽自動車税にかかる各種手続きについて

・日高町役場税務課窓口で手続きできる車種

原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車（トラクター、フォークリフト等）

・上記以外の車種

乗用・貨物軽自動車（125cc超250cc以下の二輪車含む）… 軽自動車検査協会 室蘭事務所

二輪の小型自動車（250cc超）

… 室蘭運輸支局

○軽自動車税納税証明書（車検用）の保管について

軽自動車税を納付された場合、領収書と納税証明書が交付されます。口座振替の場合は後日、口座振替領収済通知書が送付されます。

最近、納税証明書の紛失等による再発行の事例が多く見受けられますので、自動車検査証に添付するなどして大切に保管してください。

年末調整を受けられる皆さんへ

—給与所得者の所得税は年末調整で精算されます—

●年末調整とは？

給与の支払者は、毎月の給与の支払いの際に所得税の源泉徴収（天引き）を行っていますが、その一年間の合計額は、本来納めなければならない税額と一致しません。

この一致しない理由としては、

- ①年の途中で給与の額に変動があること。
- ②年の途中で扶養親族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しないこと。
- ③生命保険料や地震保険料の控除などは年末調整で行うこと。などがあげられます。

この不一致を計算し、本来納める税額と今までに徴収した税額との過不足を精算（徴収または還付）することを年末調整と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、それ以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。

したがって、このような人は、勤務先の年末調整で税額の精算が済み、確定申告の必要がなくなりますので、年末調整は非常に大切な手続きといえます。

●こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です。

- ①本年の途中で、出生等によって扶養親族の数が増加したとき、または扶養親族であった家族の就職や結婚等により扶養親族の数が減少したとき。
- ②本年の途中で、結婚により控除対象配偶者を有することとなったとき、または離婚により控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
- ③本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったとき。
- ④本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

※例年、一時所得（生命保険の満期・解約等）、譲渡所得（土地や株式の売却による収入）など、一時的な所得が発生したために扶養控除が否認となる事例が多く見受けられます。扶養親族の方で、本年中に給与や公的年金以外にそれらのような一時的な収入はなかったか、今一度扶養控除の所得要件を満たしているかご確認ください。

●扶養控除等申告書は、正しく記載して提出してください。

後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税の追徴など）を行わなければなりません。誤って提出したと思われる方は、事業所の担当者にすぐに連絡してください。

—事業主の皆さん—個人住民税は特別徴収で納めましょう

●個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります（地方税法第321条の4）。

●特別徴収制度の仕組み



●特別徴収はこんなに便利

- ①従業員が個々に納付する手間が省ける。
- ②納め忘れがない。
- ③1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）

まだ特別徴収を実施していない事業所は、特別徴収への切替が必要ですので、ご理解・ご協力をお願いします。詳しくは役場税務課までお問い合わせください。

＜届け出及びお問い合わせ＞

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 4